

（午前10時45分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番15、9番 松浦君。

〔9番（松浦健次君）登壇〕

○9番（松浦健次君）新人で第1回目の質問のつもりで、気合いを入れてやりますので、よろしくをお願いします。

次の三点について質問します。

1、特定の候補者を区や自治会が推薦することの不合理について。

2、橋本こども園、（仮称）山田地区公民館の建設工事の大幅な遅れについて。

3、携帯電話やスマホの弊害について。

以上であります。

まず、特定の候補者を区や自治会が推薦することの不合理について。区や自治会は、市行政の下請け的活動をしている準公的団体であります。このような特徴を有する区や自治会が、特定の候補者を推薦することがあります。市長や大半の議員は問題ないと言うが、果たしてそうか。その地区の住民であるというだけで、無関係の候補者の選挙運動に駆り出したり、他地区の自分が支持する候補者を応援することを事実上抑え込んだりすることは、本当に問題がないのか。選挙の本質をいかに考えるか。市長の見解を求めます。

次に、橋本こども園等の建設工事の大幅な遅れについて。工事の大幅遅れ、完成見通しの不明瞭、市当局の対応の不適當、普通では考えられないような事態の説明を求めます。

次に、携帯やスマホの弊害について。一定のルールをつくり、弊害を最小限度に食いと

める必要があります。教育委員会は、条例等によりその対策を考えているかどうかを伺います。

以上です。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君の質問項目1、特定の候補者を区や自治会が推薦することの不合理に関する質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（枅谷俊介君）登壇〕

○総務部長（枅谷俊介君）特定候補者を区や自治会が推薦することの不合理についてのご質問にお答えします。

選挙において大切なことは、有権者が候補者の活動・政策を見た上で、自身の意思において、公正に投票が行われることだと考えております。

公的性格の強い区や自治会が特定の候補者を推薦して、住民の自由意思による投票や自由な選挙運動を事実上妨害しているとおたただしですが、区や自治会は地域住民の地縁による団体と認識しており、特定の候補者を推薦することについては、それぞれの団体の中で議論されるものであると考えます。また、投票においては個人の自由意思で投票されていると考えていますので、市民の投票する権利や選挙運動の自由は十分に守られていると認識しています。

したがいまして、区・自治会が自主判断により特定の候補者を推薦することは問題ないと考えます。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君、再質問ありますか。

9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）十分に保障されているというのは、市民感情から見たら、もう全然、真逆の話だと思います。選挙の自由、選挙というのは一体何だとお考えですか。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（枅谷俊介君）選挙とは何かのおただしでございますが、選挙とは、自分が応援したい、議員になっていただきたいと思う方を自分の意思で、自分の考えで、何者にも束縛されることなく投票をすることだと思っております。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）おっしゃるとおりです。しかし、現実の区推薦、あるいは自治会推薦によれば、何の関係もない人のために、「お茶くみにいついつ出て来い」、「何月何日何時から何時まで、あんたと誰と、どこの地区回って」と、そういうことを言われる。嫌だと言ったら村八分に遭うから嫌々でも行く。こういう実態について、あると判断されますか、ないと判断されているんですか、市当局は。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（枅谷俊介君）今のおただしでございますが、市といたしましては、区や自治会が候補者を推薦することにつきましては選挙に関することでございますので、選挙管理委員会事務局の見解によるべきものと考えております。

平成26年の12月議会におきまして、選挙管理委員会事務局は、「区や自治会が特定の候補者を推薦することについては、それぞれの団体が議論されるべきもので、団体の自主判断によるもの、投票所における有権者の投票については個人の意思に基づいて投票用紙に記述、投票されているもので、投票の自由は確保されている」との見解を示しておりますので、区や自治会に関することを担当する者として、そのように認識をしております。

ます。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）市長、今の答弁、総務部長の答弁で、選挙とは何かと、自分の代表を選ぶんだ、自由意思で選ぶんだ、何者にも束縛されないで選ぶんだ、こういうことを言う、市の見解として言うのであれば、今の選挙管理委員会がこういうふう言うてるから問題ないと言うのと矛盾していると思うんですけども、いかがですか。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えをします。

私も12月議会で答弁いたしましたとおり、全く問題はないというふうに考えております。区・自治会の皆さんの中においては、区の決まり事で選挙にはかかわらないというようなことを定めている区・自治会もあります。先ほどからお話がありました、選挙に応援に行けよという順番についても、そんな強引にやっているところはないというふうな判断をしておりますし、私も区の推薦を受けておりますが、そういう、やはり、出てこない人は出てこないし、熱心に応援していただける方は熱心に応援をしていただいているというのが現状であると思います。

この問題につきましては、松浦議員が請願を出して、議会のほうで議論されたと、私が市長になる前なので、どういう議論があったかわかりませんが、私としても、やはり、もう少し議会のほうで議論をしていただいてもいいのかなというふうに思います。請願が否決されたから私の考えが正しいので、それにやれというふうな議論も若干おかしいのかなというふうに、私、思います。

以前にも熱心に取り組まれておりますので、やはり、選挙というのは松浦議員が言うとお

り、公明正大であって自分の意思で投票すべきものであると考えておりますし、もし実際にそういう問題があるのであれば、議会の中でもいっぺん指摘していただいて、しっかりと議論をしていただくことが大切かなというふうに思っています。今回の統一地方選挙においても、区の推薦を受けられて立候補される方もいらっしゃると思いますので、実際、本当に問題があるとすれば、どこにあるのかなという議論をしっかりしていただいた中で、基本的に私どもとして、橋本市の見解としては問題ないということをご理解をしていただきたいと思えます。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）私も選挙が近づいてきたので、あちこち回っていたら、やっぱり、いろんなところから、松浦さん、よう言うてくれたと、あのおりやでと、わしら困ってるんやと、何の関係もない人間に何で応援に行かんなんやと。口の悪い人は、あんなばかみたいなやつのために、何でわしが日ほって行かんなんのやと、そんな理不尽なこといっぱいあるでということ、いろんなところから言われますよ。

この前だって、私がこの議論を持ちかけたときに、選挙管理委員会に聞いたら、市民からそういうことをやめてくれと、松浦君がええこと言うてくれた、電話もあったという話ですよ。実態を全然見て見ぬふりしているとした私にとっては思えないんです。やっぱり、市民の人権、要するに、自分の応援したい人を応援する、投票したい人に投票する。そういうことを抑え込んでいるという事実をやっぱり認めなきゃね。あることに対してそれはないというような言い方は、私は納得できませんね。

きのう、ある議員が、人権はどういうものかということ、市民部長に問うていました。

市民部長、もう一回、今の人権のところ、人権とは何かということ、ちょっとお答えいただけますか。

○議長（石橋英和君）市民生活部長。

○市民生活部長（石井美鈴君）人権とは、人間が人間らしく生きていく権利で、生まれながらに持っている権利であって、誰にとっても大切なものであり、日常生活の中で守らなければならないものであると考えております。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）今の説明を聞いて、市長、どう思われますか。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）人権というのは、まさにそのとおりであると思えますし、それが実行されるべきだというふうに思っております。先ほども申しましたように、一度、議会の中でそういう議論もしていただいて、そして、どういう問題があるのかということを実際にお話をして、議会からの提案でありますとか、橋本市もどういう状況にあるのかということも調査をして考えていきたいと思えます。

ただ、現状では、区長を私が指名しているわけでもありませんし、地域で区長が選ばれて、区推薦ぐらいのことになりますと、多分、臨時総会等を開かれてとか、役員会等を開かれて決めておられると思えますので、その決め事に対して市がクレームをつけるというのは、いかななものかなというふうに思えます。本当に大きな問題があるとするのであれば、当然、改正するようなことも必要かと思えますが、現状、私のほうへはそういう話は全く来ておりませんので、今後、私としては、議会のほうでも、そういう区・自治会の推薦についても一度議論をしていただければというふうに思えます。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）この問題に関しては、議会議会と言われますけど、議会は当てにならないのですよ。みんな自分の利益のために、選挙通るために、おかしいと思っけても、それはそれで受け取るんですわ。これが実態ですよ。この頃議員だっけて言うてるもん、本人が言うんやもん。前だっけて、清水さんと私しか、この請願出たときに賛成する人おれへんかった。みんな反対です。何で反対したかと、理由はなしですよ。反対するんだったら堂々と理由を言うたらいいじゃないですか。何の理由もなく多数決で反対やと、否決。そういう話やっただんですよ。

人権というのは、例えば、選挙運動する、あの人応援する、投票する。今、総務部長が答えられたように、いろんなことを知った上で、情報を得た上で投票する。その人の人となり、あるいは、ほかの人となり、また、別の人となり候補者を知っけて、この人を応援するんだ、投票するんだ、そういうきちんとした選挙に対するシステムが保障されるべきでね。

例えば、A地区に甲という人を推薦したときに、A地区の住民がB地区の乙という人を応援したいと、「甲はあかん、乙がしっかりしとる、この人を応援したい」というときに、応援しとったら、区長あるいは区の役員が、「これだけ俺ら、一生懸命になっけてるのに、あいつとんでもないやつや」と言うか言わんかの話で無言の圧力がある、有形の圧力があるんですわ。実態はそうですよ。そしたら、いろんな候補者の情報が入っけてこない。自分の区だけ、推薦した区だけの情報になりやすい。区から推薦されたら、当選してまた、区の言うことを聞いとったらええんやと。次の選挙も区のことを言うとったらみんな応援してくれると。市全体のことを考える目がなかなか育たないんですよ。

例えば、誰々が応援する、応援したいと言っけて、自由にするというのは、これは人権ですか。表現の自由あるいは死ぬ自由、これは人権ですか。市長、どうですか。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えをします。

質問自体がよくわからなかつただんですけども、確かにそういう他の候補者を知る権利というのは認められるものであると思っけてし、それは当然、投票する上での重要な選択肢になっけてくると思っけてし。区・自治会が推薦するということは、その議員の4年間の地元への貢献度、あるいは橋本市への貢献度を十分考慮した上で決められているものだと思っけてし。推薦というのを見ておっけてしでも、例えば、地元出身の、私が市会議員のときも矢倉脇の区の推薦をいただきましたけども、他地区の方の推薦というのはいいただきませんでしたし、その中で本当に期待をっけてその候補者を推薦しているということだと思っけてし。

その中で、例えば、それが村八分になるような実態があるのであれば、それはまた、ある意味、問題にっけていかなあかんのかなと思っけてしですが、現在の区の推薦という、自治会の推薦というので、そういう話があっただんのは確認もできておっけてしせんし、なかなか、先ほど答弁しましたように、私は問題はないのかなというふうにおっけてししています。

本当に、だから、先ほど言っけてしたように、請願で出されたときに2人の賛同者がいなかつただんということで諦めてしまうのであれば、それはどうかと思っけてしし、それを、「私らが正しいから、市長、おまえ、言うこと聞けよ」という話にはならないのかなと思っけてしし、実際に、議会で、やはり統一的な見解をっけていただければ、私たちとしてもそういう部分

をしっかりと見直すこともできるかと思えます。

○議長（石橋英和君） 9番 松浦君。

○9番（松浦健次君） 市長、今、市民部長が答えられたように、人権というのは一人ひとりの権利、守られるべき利益なんです。市長は、私の12月議会の質問に対して、そんなことあるかわからんけど、みんながそう言っているわけじゃないと、そういう答弁されているんですよ。全然、人権というのをわかっていない。一人ひとりの守られるべき権利、利益が人権なんです。みんながそう言っているわけではない。だから、これは問題ない。それは全然話にならんですよ。みんなが言われなくても、1人でも2人でも、そういう侵害、例えば、表現の自由、死ぬ権利が侵害されていたら守る、それが市の仕事じゃないですか。どうですか。

○議長（石橋英和君） 市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君） 先ほどから答弁していただきますように、人権は守られるべきだということは常々申しておりますし、人権についても、橋本市としても熱心に取り組んでいるところであります。この選挙の件で、私自身は現在、区・自治会が推薦することについては問題ないというふうに認識をしておりますし、やはり、各候補の情報をとっていただく、こういうことをしてきた議員なのかというのは、ある意味、自分自身でもそういう情報収集をして、優秀な議員を選んでいただくということが大事かと思えます。

先ほども申しましたように、しっかりと議論はしていきたいとは思いますが、先ほどの答弁からいたしていますように、区・自治会からの推薦については、何度も答弁しておりますが問題ないということで考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（石橋英和君） 9番 松浦君。

○9番（松浦健次君） どうも議論がかみ合わない感じですが、選挙の自由が侵されている実態はないという、実態に対する市長の判断ですか。私が今、申し上げたような、こういう不都合があるんだ、こういう不都合があるんだと説明させてもらったんですけども、そういう事実はあり得ないと。あったら何とかしなきゃならんという話ですか。それとも、あっても、それは自由だという話ですか。

人権は一人ひとり全員に持つべき、守られるべきものだと、利益なんだと。それを前提とするならば、これ、私言うてるんじゃないかと、総務部長、市民部長が言うていたんですよ。誰でも守らなきゃいかんと。その誰でも守らなきゃいかんという話を、みんながそう言っているから問題ないと市長は答弁しているんですよ。撤回しますか。

○議長（石橋英和君） 市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君） 松浦議員の質問にお答えします。

先ほどから答弁いたしていますように、人権は守られるべきものであるということは認識をしております。しかし、区・自治会が推薦することについては、市が区・自治会に対して申し上げることではないというふうに思います。区の中で、自治会の中でも議論をしていただくということが大切であると思えます。うちが、橋本市が、これはあきませんよということはなかなか言えませんし、それについて、やはり、区・自治会が決められていることでありますし、また、区長は私が選んでいるわけでもありませんので、自主的な組織でありますので、そういう中で、区の中で、自治会の中で議論をしていただくことが大切ではないかと思えます。

また、議会のほうでも、そういう議論をし

ていただいて、一つの方向性を決めていただくということが必要かと思えます。一部のことで、それがどうかという議論を、私どもも区や自治会に対して、こういう発言がありましたので改めてくださいという話はなかなかできる問題でもありませんので、今後、例えば、区長理事会のほうへ、そういう問題を投げかけてみるとかという方法はあろうかと思えますけれども、そういう方向で、現在の区・自治会推薦については、橋本市としては問題ないということをございます。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）問いに答えてもらいたいですね。実態があるのかなのかと。どういうお考えですかと。人権侵害の実態がないと、だから、今は問題ないと言うのか、それとも、実態があるけれども、それはもうしょうがない話だと言うんかね。ほんまに実態があれば、私が直していくんだと言うんかね。そういうのを絞った質問をしているんですけども、お答え願えますか。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）先ほどから答弁いたしていますように、実態は現状では把握しておりません。そういう話があるのであれば、先ほども申しましたように、区や自治会のほうへ投げかけるということも可能かと思えますが、現状、私のほうへはそういう話は全く来ておりませんし、人権のほうからも何の報告も上がっておりません。

以上です。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）市長は市民の気持ちをわかろうとしておられない、私はそういうふうに評価します。るるこれだけ述べて、それで私、全く聞いてないって。そういうことを平気で言うというのは大したもんですな。

では、次の質問に移ります。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、橋本こども園と（仮称）山田地区公民館の建設工事の大幅な遅れに関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）橋本こども園の建設工事の大幅な遅れについてお答えします。

橋本こども園は、平成26年6月9日執行の制限付き一般競争入札で、最低価格で応札した建設業者が落札予定者となり、6月27日の議会議決を経て本契約を締結しました。

施工業者には、4月1日開園が絶対条件であることを確認の上、工事をスタートさせました。

しかし、当初から工事の工程に遅れが生じたため、遅れを取り戻すための修正工程表や対応策を提出するよう指示を出し、施工業者からは屋根部分の施工後は、屋内工事の前倒し、各工程の同時施工、休日出勤等の対策の申し出がありました。

毎週行う工事定例会議で、工事の進捗状況を確認しながら工期短縮を働きかけてきましたが、施工業者の資材調達の不調や下請け業者の未決定などの理由で大きな改善は見られませんでした。

10月20日に、施工業者、設計監理者及び市と協議を行い、材料が順調に入荷すれば、工事が進む。工程的に平成27年1月末には完了可能と判断し、施工業者に工事の遅れを取り返すべく指示しました。

11月27日に検査機構による建築確認中間検査を実施。

12月に入り施工業者から、平成27年3月5日までに必ず完成させる旨の誓約書が市に提出されました。

市として3月5日に完成できるとする根拠となる資料の提出を施工業者に求めましたが提出がなく、催告書の送付により根拠資料の提出を再度求めました。

12月末に根拠資料とする書類の提出がありました。下請け契約の不備や現場と工程表との相違など多くの矛盾点があり、信頼に足る資料でないため、本年1月初旬、4月の開園までに新園舎の完成ができないと判断しました。

4月1日以降のこども園運営については、橋本保育園園舎・橋本東保育園園舎の2園舎を利用して開園せざるを得ないとの結論に達し、1月16日の文教厚生委員会に報告し、保護者の皆さんにも報告させていただいたところです。

本市といたしましては、今までの判断の各時点において、一日も早い園舎完成をめざすことを最優先してきたところです。

1月初旬には、一般的な工事施工期間から考えれば、4月開園は無理と判断したものの、施工業者は、あくまで3月5日に完成できると主張し続けたので、仮に工期後一定の期間内に完成すれば、契約を解除し新たな施工業者を選定して工事を行うよりも、結果的には早い開園が期待できるとの考え方も残っていました。

また、顧問弁護士に相談したところ、工期までの相当の期間を残して契約を解除すれば、施工業者からの損害賠償請求のリスクが高まるとの意見もあり、早い段階での契約解除を思いとどまり、工事の進捗状況を見きわめることといたしました。

2月中旬には工期内はもちろん、工期後相当の期間をもってしても完成しないとの判断に至りました。

今後の対応についてですが、2月27日に施工業者との契約を解除し、新たに工事をすべ

く進めています。この工事を進めるにあたっては、まず、これまでの工事の清算を行った後に、残工事分の設計を新たに行い、その設計に基づき入札により施工業者を決定し、議会の議決を経、工事施工を行うものです。全ての過程が順調に進むとすれば、年内に新園舎での開園ができるものと考えています。

○議長（石橋英和君）教育次長。

〔教育次長（坂本安弘君）登壇〕

○教育次長（坂本安弘君）（仮称）山田地区公民館の建設工事の大幅な遅れについてお答えします。

（仮称）山田地区公民館新築建設工事は、平成26年6月12日執行の工事希望型競争入札で、現施工業者が落札し、6月18日日本契約を締結しました。

本建築工事の当初から、工事工程の遅れが生じ、原則2週間1回の工事定例会議において、工事の遅れの原因究明、是正措置の勧告、工程表の再提出など、受注者に対してのたび重なる指導を行ってきましたが、建設資材の調達の不調、下請け業者の未決定などを理由に大幅な改善が見られませんでした。

平成26年12月末段階で工事進捗率が約4割程度しか達しておらず、受注者の監理技術者から、2月末の工期内完成はできないとの報告を受け、平成27年1月16日の文教厚生委員会に、4月1日の開館が困難である旨の報告をさせていただき、その後、関係区長、住民の皆さま、西部地区公民館運営委員、館利用者には4月開館困難な旨の周知を図ってきているところです。

今後の対応については、橋本こども園建設工事と同様、2月27日に施工業者との契約を解除し、新たに工事を進めてまいります。新たな工事手順についてもこども園の手順と同様、これまでの工事の清算、残工事分の設計、入札、工事施工へと進めてまいります。

一日も早い開館をめざして取り組んでまいります。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君、再質問ありますか。

9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）何から聞いていったらいいかな。同僚議員が2人、先にやってくれましたので、ある程度わかっているんですけども、話の進め具合として質問が重複する場面があるかと思いますが、ご辛抱いただきたいと思います。

まず、こんなに遅れて、それで、どういふ原因があったかについては、資材の調達とか人が集まらんとか、そういう話ですけども、きのうの同僚議員の質問の中で、話の中で、金払えへんから、金が安いから人夫集まらんのやと、そういう話を同僚議員がされて、市当局はそれに対して何の説明もなかった。それは本当ですか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）原因につきましては、昨日もご報告いたしましたように、資材の調達、それから、作業員の確保が進まなかったということでございますけども、その原因につきましては、業者サイドのいろんな問題があったと思いますけども、それについては確認がとれておりませんので、市としてはその原因のところについてお答えすることはちょっと難しいかなと思っております。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）すいません、ちょっと聞き方が悪かったんですけども、同僚議員の話は、安い落札やさかいに人が集まれへんのやと、そういう趣旨だったと思うんですけども、落札価格が安いから人が集まらんということはあり得るんですか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）今回の工事につき

ましては、落札率ということもございませうけども、率についてはそんなに低い状況ではございませんので、落札が低かったために資材等の調達に影響が出たというのは、ちょっと考えにくいと思います。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）そしたら、資材高騰でもなし、普通の資材入れられるという話、また、人が集められるだけの落札価格であったというのであれば、初めから遅いと。その理由が資材の調達、下請けがまだ決まっていないう、そういうことで遅い。それで、いろいろ指導してやったけれども、その場その場の言い逃れとか言い繕いで、それを認めていただらだと、1月16日、文教厚生委員会への報告となったと。

その辺ね、私はおかしい。何でね、普通だったら、民間だったら、これだけ遅れたら、きっちりやってくれと。やってもらえるだけの手だてを講じて業者にやらせるか、あるいは、別の業者を選んででもやりますよ。しかも、資材が、資材代を払っていないとか、人が集まらないとか、そんなことで、そんな業者に、こうです、こうやります、ああやります、そうでっか、はよやってよ、こんな調子できているということは、私は極めて無責任な話だと思いますよ。いかがですか。市長、答弁してください。

○議長（石橋英和君）副市長。

〔副市長（森川嘉久君）登壇〕

○副市長（森川嘉久君）松浦議員も法律には明るい方でございますので、民法上の信義原則というのはよくご存じかと思っておりますけども、請負契約を締結いたしました以上、双方に信義に基づいて、もちろん契約を完成させるという義務がございませう。そういう意味で、今回の業者に関しましては、その信義則にもとっておるわけでございますけども、今のところ

る完成はしておりませんが、先ほどからのご答弁の中でも申し上げましたように、ある時点、時点までについては、遅れておたにしても、契約期間において最終的に完了させる努力をすれば完了できるという点もございました。契約でございますので、相手方も信義を尽くす必要がございますが、市のほうにも一応、契約した以上、信義を尽くす必要がございますので、完全に不可能という時点まででない、先ほどの当初のご答弁でも申し上げましたように、契約解除することによるこちら側のリスクもございますので、その辺も考慮した中で、今回の最終的な見きわめをさせていただいたところでございます。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）こんなでたらめな監理って聞いたことない。やっぱり、信義を尽くすのであれば、相手も尽くしてほしい。だって、今の説明を聞いていたら、信義もへチマもないじゃないですか。その人にこっちばかり信義を尽くして、それで、工期が大幅に遅れ、何千万か何億かの知らん、また追加支出をせんなん。責任感じませんか。先ほどの同僚議員の質問からも、責任について何も答えていない。問うていないので答えていないんですけどね。これ、大問題ですよ。気楽にこれだけ金要る、これだけ追加出資要ると言うてるけども、それ何から出すんですか。

○議長（石橋英和君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）当然、市としては、先ほどからも申し上げておりますように、結果としての責任は非常に感じておりますし、ご答弁の中で市長も申し上げましたように、関係者の皆さまには、非常にご迷惑をかけて申しわけないことだというふうに考えております。

ただ、原因のところにつきましては、先ほどからも何回も申し上げておりますように、

業者側に第一義的には大きな責任があるというふうに考えておりますし、市の責任といたしまして、費用の点もございしますが、今後、できるだけ早い形で利用者の方に迷惑をかけない最善の策をとっていくことが、現時点においての一番、責任を果たすべき、これからの方針だというふうに考えております。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）市側の説明によると、文教厚生委員会に報告したときには、もう不可能だと今、言っていたんですね。その時点で、何で解除しないんですか。2カ月間も、唯々諾々と、こっちの言い分を全く通さないで、工事もとまっている。そういう状態で、2カ月間後へ寄せて、どういうことですか。私、そのときに平木市長に聞いたんですけどね。いやいや、1日100人体制でやったらいけるかも知らん。こんなむちゃくちゃな話ありますか。

資材も資材代も払えへん、人夫代も払えへん、そういう人が1日100人集められますか。資材も集められますか。そして、建築というのは工程があって、100人入ったって、この仕事はこの上に次、重ねていく、次、重ねていくと。この仕事は20人しかできないんだと。その時間かかる、あるいは、次の仕事、工程にかかったら、30人しか要らないんだと。100人入って、わさわさした中で、仕事進むような話と違うんですよ。もうちょっと実態を把握して、市民にどれだけの迷惑がかかるか、そのところを究極まで考えて対応するのが、市長以下の市の当局の仕事違いますか。

弁護士がどうのこうの言うたと言うけども、すぐ皆さんが、県がどうこう言うてる、いや、国がどうだと。弁護士がそう言ったとしても、これはおかしいと、ほかの弁護士に聞いてみるなり、やるべきじゃないですか。誰が考えても絶対できない、しかし、ここまで延ばす

んだ。そんな説得力のない話で、市民の代弁者として私は納得できませんよ。

それで、まだ、この責任は誰がどうとるんですか。すいません、これから頑張りますと、これで終わるんですか。市民に対して1億円前後の追加出資をさせて、すいません、頭下げて、これから頑張ります。これでは納得できない。いいですか。皆さん、ここにこれだけの追加出資あると言うけども、こんなもんと違うんですよ。これから完成に向けて、市職員がどれだけ人件費払っていますか。市職員のどれだけ労働が必要ですか。莫大なものですよ。そしたら、その間、市職員はふだんやっている仕事できない。どうするんですか。それでも、そんな仕事、ふだんないから、これにかかりつきりでも何も損失ないよという話ですか。誰がどんな責任とるか考えてください、市長。

○議長（石橋英和君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）松浦議員の質問にお答えをします。

本当に園児の皆さんや保護者の皆さん、また関係者の皆さんには大変ご迷惑をおかけしていることを改めておわびしたいと思います。私が100人来たらという、そういう趣旨の発言ではなくて、契約期間がある中で解除することの難しさというのをお話ししたわけでございまして、契約期間中に解除すれば、莫大な損害賠償を請求される可能性もあるということで発言をさせていただきました。弁護士とも相談をしながら進めてきまして、一日でも早い完成をさすということで、いろんな手法も検討してまいりました。本来、もう材料を目的地まで運んでもらったら、市がかわりに業者さんにお支払いをするよというふうなところまで話もしましたし、請負業者からは、工場でまだできていないときでもお金を支払

ってくれたら、いけますよという業者からのいろんな話もありましたし、それを一つずつ。

（「誰がどんな責任とるか聞いているんです」と呼ぶ者あり）

○市長（平木哲朗君）潰してきたところです。責任については、とにかく今は一日でも早い開園をめざしていくということで取り組んでおりますので、しかるべきところで判断をしていきたいと思えます。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）こっちも一生懸命に聞いているんだから、言うたこと、聞いたことにきっちり答えてもらわんと。しょうもないことで時間潰されたら、こっちもたまりません。

これで、この質問終わります。

3問目お願いします。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目3、携帯・スマホの弊害に関する質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）携帯電話・スマートフォン等の弊害に対するルールづくりについてお答えします。

携帯電話・スマートフォンの所持率が中学生で過半数を超え、小学生でも過半数に迫る現状の中で、ネット依存症、ネットトラブル等青少年の健全な成長への悪影響が懸念されています。

本市の小・中学生においても生活習慣の乱れや集中力の低下等の実態が、各学校が実施した生活習慣アンケート等によりわかってきています。また、SNSサイトへの誹謗・中傷等の書き込みや画像・動画の投稿といったネットトラブルも増加しており、それがもとになったネット上でのいじめ事案も発生しています。

このような課題への対策として、各学校に対していじめ防止の観点からも人権教育・道徳教育にしっかり取り組むよう指示しています。また、児童・生徒、保護者対象にネットの危険性や弊害を学ぶ講演会等を実施しています。

さらに市内生徒指導主任者会で、ネットモラルを身につけさせること、ネットを利用する上での家庭でのルールづくりとその徹底を柱にし、全市統一した指導と啓発を目的としたパンフレットを作成し、全小・中学校保護者に配布しました。

今後とも子どもの教育について第一義的責任を有する保護者に対し、いろんな機会を通じ統一した啓発に取り組みたいと考えています。

条例による一定のルールづくりについては、現在、石川県で条例を設けています。その効果を慎重に分析したいと考えます。

○議長（石橋英和君）9番 松浦君、再質問ありますか。

○9番（松浦健次君）現状を正確に認識しておられ、対応もしてくれていると思うんですけども、具体的に、今の状態では、私はまだ十分ではない、適切な対応というのをとるべきだと思うんですけども、教育委員会としては、どのような具体策を考えておられますか。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）議員のご質問にお答えします。

今、直近で各小・中学校の携帯・スマホの所持率を調べてあります。小学校1年生で22%、3年生で33%、6年生で40%、中学校1年生で71%、3年生で75%の割合になっております。ただ、全国学力学習状況調査で見ますと、中学生は80%を超える率も出ています。というのは、この調査のときに手を挙げない生徒もいたのではないかなと想定もして

おります。これだけの高い率で、子どもたちが携帯・スマートフォンを所持していると。ちなみに、中学生の全国平均は約60%です。随分、本市の子どもたちの携帯所持率が高いと認識しています。

それと、時間ですが、ゲーム、スマートフォン等に使用する時間で、2時間以上使用していますという中学3年生は、本年度4月の時点で47.4%います。全国平均でいいますと35.4%ですので、随分長時間にわたって、ゲーム並びにスマートフォンを使用しているということが見えてきます。ちなみに、テレビやビデオの視聴時間についても、本市の中学校3年生は4時間以上が20%います。ということになりますと、放課後の子どもたちの学びの時間というのが、ほとんどない状態にあります。

石川県では、平成22年に緊急なことがない以外、小・中学生にスマートフォン等を持たせない条例をつくっております。ただ、その時点では、平成22年度の石川県の携帯所持率は、小学生で11%、中1で16%という極めて低い数字でした。それで、小・中学生に携帯を持たさないという石川県子ども総合条例というのがあります。

近年、条例化はされていませんが、各市町で申し合わせ事項が作成されています。和歌山県におきましても、今年の8月に串本の中学校で、携帯を10時以降使用しないと、携帯電話等を10時以降使用しないというふうな申し合わせ事項が、PTAを中心にして決められております。本市でも、先ほど申しました子どもたちの実態から、これは喫緊な課題であると考えております。橋本市青少年育成市民会議、それから、市Pの連合会、それから、学校警察青少年センター連絡協議会、校長会、この四つの会を通して、承認をいただく取り組みを進めていきたいと。7月夏期

休業までに、子どもたちに、10時には電源を切る、9時になると通信を使わない、いわゆる9時にはもう連絡はしない、そして10時には電源を切るという一定の決め事、守り事をつくって、先ほどお話しさせていただきました四つの団体にお願いをして承認をいただこうと、このように思っています。実効性のあるものに進めていきたいと、そう考えています。条例化につきましては、その後の皆さんのご意見をいただいた上で、市としての条例化に取り組んでいきたい、そのように考えています。

○議長（石橋英和君） 9番 松浦君。

○9番（松浦健次君）手を緩めないで、しっかり頑張っていたきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（石橋英和君） 9番 松浦君の一般質問は終わりました。

---

○議長（石橋英和君）次に、順番16 小西君は本日欠席であります。

これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

（午前11時43分 散会）

